

(平成14年3月4日 制定)

(平成24年2月9日 改訂)

研究会・学会開催補助制度運用細則

1. 【目的】

本制度は、名古屋工業大学の学術・研究上の社会的地位向上を目標としてとして、名古屋工業大学のキャンパス内での研究会・学会等学術集会の開催を促進することを目的とする。

2. 【補助条件】

補助対象となる研究会・学会等の学術研究集会は、その会場が名古屋工業大学キャンパス内に設置されることと、その開催および開催場所が明記された開催案内が広く告知されていなくてはならない。さらに申請者は、その学術研究集会開催に関する責任者または世話人であり、電影会会員（特別会員、正会員）でなくてはならない。

3. 【申請方法】

補助対象となっていることを示す学会誌等掲載の開催案内あるいはメーリングリストによる開催案内の写しを電影会会計幹事に提出する。

4. 【補助金額】

学術研究集会に対して、5千円を目安に補助する。補助金は申請者に対して支払う。

5. 【細則の見直し】

本細則は、時勢の変化にともない逐次見直しを行うものとする。